



平成22年 5月12日

各 位

会 社 名 北陸電気工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 津田信治
(コード番号 6989 東証第 1 部)
問合せ先 取締役財務部長 野村 哲
(TEL. 076-467-1111)

「内部統制システム構築の基本方針」の一部改正に関するお知らせ

当社は、平成22年 5月12日開催の取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」に関し、下記の通り改正することを決議しましたのでお知らせします。なお変更箇所は下線で示しております。

記

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について

- (1) コンプライアンス体制の基礎として、コンプライアンス規定を定め、コンプライアンス体制の整備及び維持を図ることとする。必要に応じて各担当部署にて、規則・ガイドラインの策定、研修の実施を行うものとする。
- (2) 内部監査部門として業務監査部を設置し、内部統制システムが有効に機能しているか確認し、整備方針、計画の実行状況を監視するものとする。
- (3) 取締役は当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに監査役に報告し、かつ遅滞なく取締役会において報告するものとする。
- (4) 法令違反その他のコンプライアンスに関する従業員からの苦情相談窓口を総務部、労働組合、顧問弁護士等に設置する。
- (5) 監査役は当社の法令遵守体制及び社内報告体制の運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることが出来るものとする。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制について

- (1) 取締役の職務執行に係る情報については、文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）により保存する。文書の保存期間その他の管理体制については文書取扱規定による。

3. 損失の危機の管理に関する規定その他の体制について

- (1) リスク管理体制の基礎として、コンプライアンス規定、緊急事態対応規定、情報管理規定等を定め、個々のリスクに対して管理責任者を決定し、同規定に従ったリスク管理体制を構築する。不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し、情報連絡チーム及び顧問弁護士等を含む外部アドバイザーチームを組織し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限にとめる体制を整える。加えて、事後の再発防止策の策定も行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について

- (1) 取締役の職務権限と担当業務を明確にし、会社の機関相互の適切な役割分担と連携を確保することとする。
- (2) 業務の簡素化、組織のスリム化及びITの適切な利用を通じて業務の効率化を推進することとする。

5. 当社及びその子会社からなら企業集団における業務の適正を確保するための体制について

- (1) グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ企業すべてに適用する行動指針として、当社のコンプライアンス規定を援用し、これを基礎として、グループ各社で諸規定を定めるものとする。経営管理については、子会社管理規定に従い、当社への決済・報告制度によるグループ会社経営の管理を行うものとする。また必要に応じてモニタリングを行うものとする。取締役は、グループ会社において、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、監査役に報告するものとする。
- (2) グループ会社が当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他コンプライアンス上問題があると認めた場合は、業務監査部に報告するものとする。業務監査部は直ちに監査役に報告を行うとともに、意見を述べる事が出来るものとする。監査役は意見を述べるとともに、改善策の策定を求める事が出来るものとする。

6. 監査役を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項について

- (1) 「業務監査部」に属する使用人が監査役を補助すべき使用人として支援の任にあたる。監査役補助者の評価は監査役が行い、監査役補助者の任命、解任、人事異動等については監査役と取締役が協議することとする。
- (2) その事務局としての責任者は「業務監査部」の長とする。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制について

- (1) 取締役及び使用人は監査役と相互の意思疎通を図るため定期的な会合を行うものとする。また、取締役及び使用人は当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告するものとする。前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることが出来ることとする。
- (2) 苦情処理規定を定め、その適切な運用を維持することにより、法令違反その他コンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保するものとする。

8. 財務報告の信頼性を確保するための体制について

- (1) 財務報告を適正に行なうため、規定および手順等を定め財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性向上を図るものとする。
- (2) 「ガバナンス室」は財務報告に係る内部統制に対して定期的に監査を行い、内部統制の有効性について評価し、是正や改善の必要があるときは、速やかに代表取締役および監査役に報告するとともに当該部門はその対策を講じることとする。

9. 反社会的勢力排除に向けた基本的考え方およびその整備状況について

- (1) 市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては毅然として対応する。
- (2) 反社会的勢力排除に向けては、本社総務部門を対応部署と定め、警察や外部専門機関との連絡体制を構築し、情報の収集を行なうものとする。行動規範、マニュアル等を作成し社内連絡体制を周知徹底するものとする。

以 上